

# 中小型造船業における 自主行動計画フォローアップ調査

2024年2月22日

CAJS

一般社団法人日本中小型造船工業会

# 1. これまでの取り組み（周知・啓発）

- 当工業会のWG(造船業取引適正化ガイドライン自主行動計画策定WG)にて、自主行動計画を策定（2022年12月）
- 当工業会理事会にて自主行動計画策定を報告（2023年3月）
- 当工業会会員にアンケート調査により自主点検を実施（2023年11月）
- 当工業会のWG(造船業取引適正化ガイドライン自主行動計画策定WG)にて、自主行動計画を改定（2023年12月）
- 当工業会会員宛に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（公正取引委員会作成）を周知、フォローアップ調査を実施（2024年2月）

## 2. フォローアップ調査結果（概要）

- 調査期間：2024年(令和6年)2月1日～2月15日
- 調査企業：日本中小型造船工業会の会員企業48社を対象
- 回答企業：9社
- 回答率：18.7%

### 概要

- 価格決定において、ほとんどの造船所で十分な協議を行った。
- 7割以上の造船所で原価低減要請を行わない事を徹底している。
- 現在約束手形を利用している造船所全てが、利用廃止を検討している
- 働き方改革に対しても、該当する造船所全てにおいて、しわ寄せが発生しないよう徹底している。

※仕入先(発注先)は、構内協力会社に読み替えて回答しています。

# 3. フォローアップ調査結果の分析

## 1. 価格決定方法

Q1) 今年度に適用する単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい仕入先（発注先）の理解を得られるように十分な協議を実施しましたか。

実施した → 8社

実施していない → 1社

9割ちかい造船所で十分な協議を実施した

Q2) 今年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況をお答えください。

① コスト全般の変動の価格反映状況

1:概ね反映した（81～100%） → 6社

2:一部反映した（41～80%） → 1社

3:あまり反映しなかった（1～40%） → 1社

4:反映しなかった（0%） → 1社

一部反映も含めて、7割以上の造船所で、コスト全般の変動価格を反映した

② 労務費の変動

1:概ね反映した（81～100%） → 6社

2:一部反映した（41～80%） → 1社

3:あまり反映しなかった（1～40%） → 1社

4:反映しなかった（0%） → 1社

一部反映も含めて、7割以上の造船所で、労務費の変動を反映した

# 3. フォローアップ調査結果の分析

## 1. 価格決定方法

### ③ 原材料価格の変動の価格反映状況

- 1:概ね反映した（81～100%） → 5
- 2:一部反映した（41～80%） → 1
- 3:あまり反映しなかった（1～40%） → 1
- 4:反映しなかった（0%） → 2

一部反映も含めて、6割以上の造船所で、  
原材料価格の変動価格を反映した

### ④ エネルギー価格の変動の価格反映状況

- 1:概ね反映した（81～100%） → 6
- 2:一部反映した（41～80%）
- 3:あまり反映しなかった（1～40%） → 1
- 4:反映しなかった（0%） → 2

一部反映も含めて、6割以上の造船所で、  
エネルギー価格の変動価格を反映した

Q3)今年度に適用する単価の決定・改定にあたり、労務費の変動状況（最低賃金の引上げ、人手不足への対処等、外的要因による労務費の上昇）について考慮しましたか。

- 1:考慮した → 7
- 2:考慮していない → 2

7割以上の造船所で、  
労務費の変動状況を考慮した

# 3. フォローアップ調査結果の分析

## 2. 原価低減要請、協賛金等

Q1) 直近1年間で、仕入先(発注先)に対し、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないことを徹底できましたか。

1:徹底した → 7社

2:徹底していない

3:原価低減要請は行っていない → 2社

7割以上の造船所で徹底できた

Q2) 直近1年間で、仕入先(発注先)に対して、金銭、役務その他の経済上の利益の提供を要請しましたか。

1:要請した

2:要請していない → 9社

要請した造船所は無し

Q3) 要請した場合は、あらかじめ、負担額・算出根拠・用途・提供条件を明確にしたうえで、仕入先(発注先)と十分に協議し、書面により合意することを徹底しましたか。

1:徹底した

2:徹底していない

該当なし

# 3. フォローアップ調査結果の分析

## 3. 支払い条件

Q1) 下請代金を手形等で支払っている場合、その割合はどれくらいですか。

- 1: 全て現金払い → 5社
- 2: 10%未満
- 3: 10~30%未満
- 4: 30~50%未満 → 1社
- 5: 50%以上 → 3社
- 6: 全て手形等の支払い

4割の造船所で手形を利用

Q2) 下請代金を手形等で支払っている場合、手形等のサイトはどれくらいですか。

- 1: 30日(1ヶ月)以内
- 2: 60日(2ヶ月)以内 → 2社
- 3: 90日(3ヶ月)以内 → 1社
- 4: 120日(4ヶ月)以内 → 1社
- 5: 120日(4ヶ月)超

120日以内のサイトを利用している造船所が1社ある

# 3. フォローアップ調査結果の分析

## 3. 支払い条件

Q3) 現在、60日を超えるサイトの手形等を利用している場合、サイトを60日以内に変更する予定がありますか。

- 1: 2024年までに60日以内に変更予定
- 2: 60日以内に変更する予定はない
- 3: 時期は未定だが、60日以内に変更予定 → 2社
- 4: 60日を超えるサイトの手形等はない

60日以内のサイトに変更の予定あり

Q4) 今後、下請代金の支払いについて、約束手形の利用の廃止を予定していますか。

- 1: 2026年までに利用を廃止する予定 → 2社
- 2: 時期は未定だが、利用を廃止する予定 → 2社
- 3: 利用の廃止に向けて検討中
- 4: 約束手形の利用の廃止予定はない
- 5: 現在、約束手形の利用はない → 2社

現在手形を利用している造船所全てが、約束手形の利用を廃止する予定

# 3. フォローアップ調査結果の分析

## 3. 支払い条件

Q5) 約束手形の利用の廃止をする予定がない理由は何ですか。

- 1: 資金繰りがつかないため
- 2: 資金繰りに支障はないが、手元資金に余裕を持たせたいため
- 3: 電子的決済手段を自ら使用することが難しいため
- 4: 取引先(仕入先(発注先)又は販売先)が電子的決済手段に対応しないため
- 5: 電子的決済手段と比べ、約束手形の方が利便性が高いため
- 6: 販売先から約束手形で支払われるため
- 7: 特に理由はない(これまでの慣習など)

該当なし

# 3. フォローアップ調査結果の分析

## 4. 知的財産等への対応

Q1) 直近1年間で、知的財産権等を含む取引において適正な取引を実現するために、以下に掲げる取組を実施しましたか。

仕入先に対し、知的財産の提供の強制を行わない / 仕入先の知的財産の無断使用を行わない

仕入先の知的財産の対価の否定を行わない / 仕入先に対し、一方的に発注者に有利な内容の契約を行わない / 仕入先の知的財産に対し、不当な知財の帰属を行わない / 仕入先の知的財産の流出を行わない

1:実施した → 4社

2:実施していない

3:該当する取引がなかった → 5社

該当する取引を行った造船所全てで  
取り組みを行った

Q2) 「実施していない」理由をお答えください。

1:実施する必要性を感じないため

2:自社に定型の契約書書式があり個別の契約変更には応じていないため

3:知的財産権等に関する適正な取引実現のための具体的な手法が分からないため

4:その他

該当なし

# 3. フォローアップ調査結果の分析

## 5. 働き方改革への対応

Q1) 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応1の結果、仕入先（発注先）に対して、しわ寄せを生ずることのないように徹底しましたか。

- 1:徹底した → 8社
- 2:徹底していない
- 3:該当する取引はなかった → 1社

該当する取引を行った造船所全てで徹底した

Q2) 貴社が行った働き方改革に関する対応の結果、仕入先（発注先）に対しどのような影響がありましたか。

- 1:特に影響はない → 7社
- 9:その他 → 1社

ほとんどの造船所で、特に影響はなかったが、生産力が低下したという造船所が1社あった

Q3) 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応、短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、適正なコストを貴社が負担しましたか。

- 1:概ね負担した → 5社
- 2:一部負担した
- 3:あまり負担しなかった
- 4:負担しなかった
- 5:該当なし → 3社

該当する造船所全てが、造船所で概ね費用を負担した